

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和63年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。 (保健業務手当の特例)</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、保健業務手当を支給する。この場合において、別表保健業務手当の項の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項の保健業務手当の支給額は、日額3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額4,000円)とする。</u></p>